

四日市市告示第133号

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第169号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実績報告)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 補助事業者は、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第12条 市長は、前条に規定する四日市市介護施設開設準備事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市介護施設開設準備経費補助金確定通知書(第14号様式)により、補助事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第13条 前条の規定により補助金の確</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第12条 市長は、前条に規定する四日市市介護施設開設準備事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市介護施設開設準備経費補助金確定通知書(第13号様式)により、補助事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第13条 前条の規定により補助金の確</p>

定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市介護施設開設準備経費補助金請求書(第15号様式)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市介護施設開設準備経費補助金請求書(第14号様式)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市介護施設開設準備経費補助金については、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件

四日市市社会福祉法人の助成に関する条例、同施行規則、四日市市補助金等交付規則及び四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第 5 号様式（第 7 条関係）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付却下通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市介護施設開設準備経費補助金  
については、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記  
のとおり却下することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

却下理由

第 8 号様式及び第 9 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市介護施設開設準備経費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった介護施設開設準備事業の計画変更を承認したので、  
四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項に基づき、補助金等の交付決定を  
下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1 変更決定額 金 円

2 計画変更の事業名称

3 計画変更の内容

4 補助金の交付の条件

四日市市社会福祉法人の助成に関する条例、同施行規則、四日市市補助金等交  
付規則及び四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第9号様式（第10条関係）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市介護施設開設準備経費補助金変更却下通知書

年 月 日付で申請のあった介護施設開設準備事業の計画変更については、  
四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり却下す  
ることに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

却下理由

第 1 4 号様式を第 1 5 号様式とし、第 1 3 号様式を第 1 4 号様式とし、第 1 2 号様式の次に、次の 1 様式を加える。



第13号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者

印

年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業の終了実績について、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第11条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

## 年度終了実績報告内訳書

補助対象事業者名

---

施設の種類

---

### 1. 事業費

(単位：円)

交付決定金額	年度内遂行実績額	翌年度繰越事業費	翌年度繰越 交付金額
円	円	円	円

### 2. 事業実施期間

(ア) 契約 (予定) 年月日	年 月 日
(イ) 着工 (予定) 年月日	年 月 日
(ウ) 竣工 (予定) 年月日	年 月 日

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第12条関係）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市介護施設開設準備経費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した 年度四日市市介護施設開設準備経費補助金については、年 月 日付けの実績報告に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助確定金額 金 円

2 補助金の交付の条件

四日市市社会福祉法人の助成に関する条例、同施行規則、四日市市補助金等交付規則及び四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、様式の改正（第13号様式を加える改正を除く）は、令和7年4月1日から施行する。

（健康福祉部介護保険課）